

⇒ 12 月末までに

その答申を基に、部門内(検査項目別)ガイドライン作成に着手する。

⇒ 翌 1 月末までに

ガイドラインを作成(ガイドラインと法改正への関連付けを明確にする)。

⇒ 2 月 12 日

第 11 回理事会へ提案。

⇒ 3 月 26 日

平成 22 年度第 2 回定期総会へ報告するとともに、関連各所へ公表する。

⇒ 平成 23 年度以降

ガイドラインの実践を図るとともに、その検証を行う。

3. 診療報酬対策

診療報酬対策については、今回の診療報酬改定については施設規模によってかなりの差が生じる懸念があるため、検証・整理を行い、当会が提出した要望書の検証と問題点を整理し、次期改定への要望書を作成する。

⇒ 8 月末までに

任意に抽出した会員施設を対象に実態調査を行う。

⇒ 9 月末までに

前項を基に、昨年末までに当会が提出した要望書の検証と問題点を整理する。

⇒ 10 月末までに

それを基に、平成 22 年 3 月に中央社会保険医療協議会から提示された診療報酬改定結果検証部会議事録等を参考にして次期の要望書(草案)を作成する。

⇒ 11 月末までに

地区担当理事により、その要望書(草案)を基本とする会員の意見を集約する。同時に関係各所の動向を調査する。

⇒ 12 月末までに

それを基に要望書(案)を作成する。

⇒ 1 月 22 日

第 10 回理事会へ提案。

⇒ 翌 4 月

厚生労働省へ提出し、調整を図る。

4. マスタープラン策定

平成 15 年に報告された第 3 次マスタープラン答申書を、職能を取り巻く環境の変化や新法人法との整合性を図り、検証作業をおこない日臨技の事業骨格となるマスタープランを作成する。

⇒ 6 月末までに

女性技師将来委員会により、第 3 次マスタープランの検証報告書をまとめる。

⇒ 7 月末までに

その報告書をもとに、同プランを策定する。

⇒ 9 月 4 日

第 6 回理事会へ、法改正運動(案)とともに提案。

5. 「日本臨床衛生検査技師会の諸運営に関する提言書」(女性部会)に基づく活動

前年度、女性部会から提出された提言書に基づく「女性技師としての活動」を実践する。

⇒ 7 月末までに

以下の項目についての具体的アクションプラン(案)を女性技師将来委員会が作成する。

◆日臨技として明確な指針・目標の提示とその履行ならびに会員への浸透。

◆臨床検査技師としての社会・組織に対する行動や責任に関する意識向上。

◆女性会員が活躍できる機会の提供と環境整備。

◆パピローマウイルスワクチン無償提供に関する女性技師主体による署名活動。

⇒ 10 月末までに

上記署名活動を行い、集約する。

⇒ 11 月末までに

婦人科学会等と意見調整を行う。

⇒ 翌 1 月 22 日

第 10 回理事会へ提案。

⇒ 翌 2 月

厚生労働省へ要望書(署名)を提出。

6. 渉外(含地区対策、国際)

地区担当理事連絡会より提示される事項を整理・検討し、必要に応じ理事会提案する。当面以下の徹底を図る。

① 地区担当理事を経由して実施している各種調査の期日内提出の徹底を図る。

② 各地区学会名称を今年度より、「平成 22 年度〇〇地区学会」とする。

③ 今後の組織改革による地区に関する決定すべき事項については、地区理事が意見収集を行っている。詳細については意見集約後に公表する予定となっている。

◆国際関連については、当面、大韓臨床病理士協会への対応にとどめ、その他必要に応じ、理事会へ提案する。

日韓協定に基づく、平成 22 年度第 2 回日韓代表者会議(韓国開催)へ理事を派遣し、その議案審議に基づき、今後の具体的な行動計画を作成し、提示する。

⇒ 7 月 2 日・3 日

大韓臨床病理士学術大会へ理事を派遣。

◆ JICA・JIMTEF から委託される、発展途上国技術移転事業である「臨床検査技術コース」に関しては、JICA・JIMTEF 理事会の決定に基づき実行する。

⇒ 翌 1 月～3 月に実施予定

教育研修部

厚生労働省は、平成 22 年 5 月 14 日付けで「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について」を公表した。平成 14 年に決定した、医療機関の広告規制の緩和に伴う専門性に関し団体の認定する資格名の広告が可能となったことを受けて、平成 19 年 4 月 1 日より薬剤師、看護師その他の専門性についても、同様に団体の認定資格名の広

告も可能としたことによるものであり、現在、以下の団体が認定する資格名について広告が可能となっている。

- ・医師 資格名の数 55(団体数 57)
- ・歯科医師 資格名の数 5(団体数 5)
- ・薬剤師 資格名の数 1(団体数 1)
- ・看護師 資格名の数 26(団体数 1)

その要件としては、次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとしている。

1. 学術団体として法人格を有していること。
2. 会員数が 1 千人以上であり、かつ、その 8 割以上が当該認定に係る医療従事者であること。
3. 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。
4. 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。
5. 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格(以下「資格」という)の取得条件を公表していること。
6. 資格の認定に際し、医師、歯科医師、薬剤師においては 5 年以上、看護師その他の医療従事者においては 3 年以上の研修の受講を条件としていること。
7. 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
8. 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
9. 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

※ この厚生労働省通知は、本誌別掲。

この報告可能の規制緩和により「臨床検査室」を標榜している病院はすでにあるが、職名・資格については未だなされていない。当会においても、生涯教育研修制度あるいは認定制度としては機能しているが、社会的認知においては為されていないのが現状である。臨床検査技師の社会的認知については、長年誰しもが望んでいるが、その裏付けとなる教育研修が不十分であることは否定し得ないことである。そのため、卒前教育から高度教育まで一貫した教育、更に複眼的教育を掲げる執行部が誕生したわけで、その実践に努力する。

1. 卒前教育

1) 臨床検査技師実習施設指導者等講習

以前より、医療研修推進財団が厚生労働省からの委託をもとに臨床検査技師実習施設指導者等講習会を行っており、この企画等を当会が担当してきた。数年前より、当会はこの事業の独自開催を望んでいたが、叶わなかった。新執行部になったこと、更に、同財団への厚生労働省補助金が減額になったことを受けて、日臨技独自あるいは主導での事業に切り替えて、行う機会に恵まれた。

この講習会は、関東ならびに関西等で年 2 回、3 日間の講習として行われてきた